

東松島市「飲酒運転撲滅宣言」の決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

平成17年5月22日、県内において学校行事で道路横断中の高校生の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

飲酒運転による交通事故は、今年に入っても増加傾向にあり、幼い命をはじめとして多くの尊い命を奪い、負傷させ続けている。危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を進められているが、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲んだら乗らない」「飲むなら乗らない」「乗るなら飲ませない」の三ない運動を率先して実践することはもちろん、飲酒運転の取締り、交通安全思想の普及・啓発等の施策を強化することが重要である。

よって、本議会は、関係機関・団体とも連携のうえ、交通安全意識の高揚、飲酒運転等の悪質・危険運転者対策の徹底を強く要請するとともに、市民一人一人が飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識すると共に、家庭、職場、そして地域社会全体が相互に戒めあい、このような悪習を一掃する地域社会をめざして、ここに飲酒運転追放を宣言する。

以上決議する。

平成18年9月28日

東松島市議会議長 三 浦 昇